# 令和5年第5回 (5月)

定例教育委員会会議録

令和5年5月25日

荒尾市教育委員会

# 令和5年5月 定例教育委員会 議事録

1. 日 時 令和5年5月25日(木) 10時00分

2. 場 所 荒尾市役所 1 1 号会議室

3. 出席委員 教育長 浦部 眞

委員 旭田 國浩

委員 渡邊 義専

委員 深浦 淳美

委員 谷本 ひとみ

4. 出席事務局職員

	学校教育課長	大塚	真史	教育振興課長	満永	_
_	兼教育審議員					
-	生涯学習課長	原口	富美	指導主事	池田	祐樹
_						
	指導主事	村上	弦大	指導主事	米村	光生
_						
	課長補佐兼学	畑山	鉄也	課長補佐兼学校給	永吉	万寿美
_	務係長			食センター係長		
	課長補佐兼社	馬場	理恵子	スポーツ推進	佐々	幸太郎
	会教育係長			係長		
-	少年指導セン	前田	偉知雄	教育政策係長	田中	彰
_	ター所長			_		
	·	·		·		

5. 傍聴者 無し

教育長 〇開会宣言 令和5年5月25日(木)10時00分

- 〇会議成立の確認(過半数出席)
- ○議題、会議の日程等の承認
- 〇会議録署名委員の指名 (渡邊委員)
- 1. 前回会議録の承認(署名:谷本委員)
- 2. 議案及び審議結果

【議第24号 荒尾市学校運営協議会委員の委嘱について(教育振興課)】

# 原案可決

〇議案概要

「荒尾市学校運営協議会規則」第5条及び第7条に基づく委嘱(任期満了に伴う新たな委嘱 及び人事異動等に伴う委嘱)に関する審議。

# 〇事務局説明(教育振興課長)

### 〇質疑

教育委員 荒尾第四中学校の委員名簿の中に、「保護者と教師の会」とあるが、PTAとは

異なるのか。

事務局 PTA と同様の役割であるが「保護者と教師の会」という名称で活動されてい

る。

教育委員 規則第 11 条には教育委員会が委員に対して必要な研修を行うこととなってい

るが、今後、コミュニティスクールの重要性が増してくると考えるため、定

期的な開催を行って欲しい。

【議第25号 荒尾市学校医の委嘱について(教育振興課)】

# 原案可決

〇議案概要

「学校保健安全法」第23条に基づく荒尾市学校医の委嘱に関する審議。

- 〇事務局説明(教育振興課長)
- 〇質疑

各委員 特になし。

【議第26号 荒尾市心身障害児童生徒就学支援委員会委員の委嘱又は任命について (学校教育課)】

# 原案可決

# 〇議案概要

荒尾市心身障害児童生徒就学支援委員会規則第4条及び第5条に基づく委嘱又は任命に関する審議。

### 〇事務局説明(学校教育課長)

### 〇質疑

教育委員「通級学級」とはどのような学級を言うのか。

事務局 通常学級に所属しているが、通常学級で学ぶことが難しい一部授業を別教室

で受けるという形式のことを言う。国語や算数などの授業を別教室で担当教 員の授業を受け、その他の授業ではクラスの教室に戻るといったものであ

る。

教育委員 対象となる児童は何人くらいいるのか。

事務局 ール、万田小、中央小、海陽中で各 7~15 名在席している。市外の学校の通

級教室を利用する例もある。

【報告第6号 荒尾第三中学校における部活動中の物損事故に係る損害賠償について (教育振興課)】

# 〇報告概要

荒尾第三中学校における部活動中の物損事故に係る損害賠償事案に関する報告。

# 〇事務局説明(教育振興課長)

### 〇質疑

各委員 特になし。

### 【報告第7号 旅館業法に基づく意見照会について(教育振興課)】

### 〇報告概要

令和5年4月28日付けで有明保健所が受理した旅館営業許可申請書に係る旅館営業許可に 当たり、旅館業法第3条第4項に基づき、荒尾市立緑ケ丘小学校の清純な施設環境が著しく害 されるおそれがあるか否かについて有明保健所より意見照会があっため、学校からの意見を踏 まえ回答を行う旨の報告。

### 〇事務局説明(教育振興課長)

### 〇質疑

教育委員 本件は保護者にも周知しているのか。

事務局 行政庁からの意見照会であるため、保護者への周知は行っていないが、意見

作成の参考とするため、学校側には情報を伝えたうえで意見を聴いている。

教育委員 営業許可が出てからの着工となるのか。

事務局 既に建築確認は終わっている模様。現地確認したが建物はすでに完成してい

る。今回は旅館業法に基づく営業許可申請に係る意見照会があっているもの

である。

教育委員 教育委員会からの意見の中に許可なく児童や生徒を写真にとらないよう配慮

が必要である旨が記載されているが、宿泊施設側から見ると、校舎など学校

の様子が見えるかもしれない。

【報告第8号 荒尾市民プールの営業期間について(生涯学習課)】

〇報告概要

市民の憩いの場として「荒尾市民プール」をオープンする旨の報告。

〇事務局説明(生涯学習課長)

○質疑

教育委員 オープンは夏休み開始に合わせているのか。

事務局 夏休み開始とオープン日は同じである。なお、お盆休みは無いためお盆期間

中の利用も可能である。

【議第27号 荒尾市少年指導センター運営協議会委員の委嘱及び任命について (生涯学習課)】

# 原案可決

〇議案概要

「荒尾市少年指導センター規則」第5条に基づく委嘱又は任命に関する審議。

- 〇事務局説明(生涯学習課長)
- ○質疑

各委員 特になし。

【その他(1) 6月補正予算について】

〇事務局説明

○質問

各委員

特になし。

【その他(2) 6月行事予定について】

〇事務局説明

〇質問

各委員 特になし。

【その他(3) 次回定例教育委員会の日程について】

〇事務局提案

教育審議員 次回の令和 5 年第 6 回定例教育委員会は 6 月 23 日 (金) 13 時 30 分から開

催したいと思うがいかがか。

各委員 異議なし。

教育長 それでは、次回の令和5年第6回定例教育委員会は6月23日(金)13時

30 分から開催する。

【その他(4) その他】

○教育委員より(朝の検温について)

教育委員 朝の検温について、新型コロナウイルス感染症が5類に移行した後も継続

的に行われ、毎日学校に報告している。今後は検温報告が無くなるか等、

方向性についてお尋ねしたい。

事務局 全体として統一した取扱を示しているものではなく、最終的には各校の判

断となる。本件については6月の校長会でも共有しておきたい。

教育長 〇閉会宣言 令和5年5月25日(木) 10時45分